

ひとり親家庭住宅支援資金借用証書

令和 7 年 7 月 10 日

収入印紙  
貼付

横浜市社会福祉

【借受人】

フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和・平成 ○年○月○日生(満○○歳)
住所	〒111-1111 横浜市中区○○町△-△
電話(自宅)	045-○○○○-○○○○ 携帯電話 090-○○○○-○○○○

注1) 収入印紙について

借入額により印紙額が異なります。申込みのしおり p3 をご確認ください。  
※収入証紙とは異なります。お間違いのないようご注意ください。

私は、横浜  
自立に向けて  
受けました。

注2) 貸付申込書裏面【住宅支援資金の借入希望】の内容を記入してください。

注3) 借用金額と貸付決定金額が異なる場合の取扱いは、裏面に詳細が記載されて  
います。内容を確認し、表面同様、裏面にも署名捺印をお願いします。

【借用金額及び契約期間】

借用金額	総額 840,000 円 (月額 70,000 円)
契約期間	令和 7 年 7 月 ~ 令和 8 年 6 月 (12 か月)

※住宅支援資金と用途を同じくする他制度を併用したときは本資金が減額となる場合があります。借用金額と貸付決定金額が異なる場合は、裏面のとおり取り扱います。

借受人 住所 〒  
(自署)

氏名 (印)

注4) 署名・捺印について

それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。  
なお、申込者が未成年の場合は、法定代理人全員分の署名捺印が必要です。

親権者・後見人<sup>※1</sup> 住所 〒  
(自署)

氏名 (印)

借受人との関係

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒  
(自署)

氏名  
借受人との関係

裏面にも、署名・捺印箇所があります。

(※1) 複数名の場合は、ご署名・捺印ください。

## 貸付金額について

住宅支援資金と使途を同じくする、家賃の補助を目的とした制度（以下「類似制度」という。）を併用する場合、住宅支援資金を含めて各種制度の給付等決定額を合算し、家賃額を超えることができません。そのことから、既に類似制度を利用している場合は、本会にて減額査定を行い、貸付決定を行います。また貸付決定後、以下に示す事由に該当する場合は、貸付決定の変更申請を行うことができます。

## 1. 減額査定

以下の理由に該当するときは、貸付金額の上限が減額される場合があります。

- (1) ひとり親家庭住宅支援資金の申込人又は借受人が、家賃の補助を目的とした他の制度を利用し、貸付契約期間と類似制度の利用期間が重複するとき

〔重要〕

減免査定の結果、表面借用金額と、貸付決定金額が異なる場合は、新たな借用証書を取り交わさず「ひとり親家庭住宅支援資金貸付決定通知書」により通知します。

## 2. 貸付決定の変更

- (1) 以下の事由により貸付決定の変更の申込みを行うことができます。

- ① 家賃等の変更が生じたとき
- ② 併用する類似制度の決定金額の変更決定を受けたとき
- ③ 契約期間中に、新たに類似制度の給付等決定を受けたとき

- (2) 変更の手続き

ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申込書（様式第 1007 号）に、変更の事由を証明する書類を添付し、本会までお申し込みください。

## 【説明確認欄】

ひとり親家庭住宅支援資金貸付に係る契約の締結にあたり、上記内容を確認し同意します。

横浜市社会福祉協議会会長

申込人 氏 名 (印)

**注5) 署名・捺印について**

それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。

なお、申込者が未成年の場合は、法定代理人全員分の署名捺印が必要です。

連帯保証人<sup>※1</sup> 氏 名 (印)

※1 複数名いる場合は、空白欄にご署名・捺印ください。